

令和4年11月28日（月）

於・特許庁庁舎9階庁議室+Teams会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第5回財政点検小委員会

議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 特許特別会計の財政運営の状況について（前半）	3
3. 自由討議	15
4. 特許特別会計の財政運営の状況について（後半）	29
5. 自由討議	32
6. 閉 会	37

1. 開 会

○吉澤総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第5回財政点検小委員会を開会させていただきます。

本日は、御多忙の中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日、事務局を務めます特許庁総務課の吉澤です。よろしくどうぞお願い申し上げます。

本日の議事進行につきましては、小林委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。皆様、御出席いただきまして本当にありがとうございます。本日は、特許特別会計の財政運営の状況について御審議いただければと思います。

それでは、議題に移る前に、事務局から委員の出欠状況及び定足数等についての御説明をお願いいたします。

○吉澤総務課長 まず初めに、今回より御就任いただきました委員を御紹介いたします。明治大学情報コミュニケーション学部准教授・山内勇委員です。よろしくようお願い申し上げます。山内委員、一言よろしくどうぞお願いいたします。

○山内委員 明治大学の山内と申します。情報コミュニケーション学部というところに所属しておりますけれども、専門は経済学でして、特許制度の実証的な分析を行っております。何かしらそういった知見を共有できればと考えております。どうぞよろしくようお願いいたします。

○吉澤総務課長 よろしくどうぞお願い申し上げます。

本日は、議決権を有する7名の委員全員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本小委員会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。座席表、議事次第、タブレットの使い方については、お手元に紙で配付させていただいております。委員名簿、資料については、お手元のタブレットで御覧いただければと思います。使い方についてお困りの場合は、挙手等、お席で手を挙げていただくなど合図していただければ、事務局が担当いたします。よろしくようお願い申し上げます。

また、議事の公開については、前回同様、本小委員会では、一般傍聴及びプレスへのリ

アルタイムでの公開は行っておりませんが、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開いたします。今回も委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

また、本日は日本弁理士会の榎本英俊副会長、日本知的財産協会の戸田裕二参与、日本経済団体連合会知的財産委員会の萩原恒昭企画部会長代行、そして日本商工会議所の山内清行産業政策第一部部長に引き続きオブザーバーとして御参加いただいております。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、濱野特許庁長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○濱野特許庁長官 本年7月1日付で特許庁長官を拝命いたしました濱野でございます。本日は、入室がぎりぎりになってしまして誠に申し訳ございませんでした。何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、小林委員長をはじめ、委員、オブザーバーの皆様には大変御多忙の折、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。財政点検小委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本小委員会では、特許特別会計の厳しい財政状況の健全化を目的といたしまして、昨年5月より計4回、足下の財政状況の点検や将来の見通し、料金制度の見直し等について御議論を賜りました。皆様にいただきました御意見を踏まえ、最低限必要な歳入を確保するため、本年4月より特許料等の値上げを行わせていただいたところでございます。また同時に、歳出削減の取組、来年度概算要求においては、単年度で黒字となる予算を編成し、要求をしてございます。まだ予断を許さない状況でございますが、こうした取組により、当面は足下で最低限必要な剰余金を確保できる見通しであり、これまでの先生方の御指導に改めまして厚く御礼申し上げます。

また、本小委員会で継続的に御議論いただきました情報開示の在り方につきましても、議論の成果物として、特許特別会計レポートの暫定版を本年9月に公表させていただきました。まずは最初の成果が取りまとまったことにつきましても、厚く御礼を申し上げる次第でございます。情報開示の取組、まだ始まったばかりでございますので、引き続き御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の小委員会におきましては、まず令和3年度決算、令和5年度概算要求につきまして御報告させていただきます。また、昨年来お示ししてまいりました将来の財政シ

ミュレーションにつきまして、足下の確定した数字や物価上昇の見通し等、直近の状況を踏まえて見直しを行ってございまして、事務局で整理をしておりますので、この点につきましても御議論賜りたいと考えております。

さらに、本年4月から6月にかけて、知的財産制度の在り方について議論がなされました、特許庁政策推進懇談会における料金制度に係る論点も御紹介を申し上げますので、御意見を賜れば幸いです。これらの内容を踏まえまして、足下の財政状況を点検いただきたいと思いますと考えてございます。

本日は限られた時間でございますが、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御議論を頂戴できれば幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 特許特別会計の財政運営の状況について（前半）

○小林委員長 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。

本日の議題について事務局からの説明をお願いいたします。

○吉澤総務課長 それでは御説明申し上げます。

お手元の資料1でございます。右下のスライド番号に沿って御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、2、目次のところでございます。

本日の議事の進め方ですが、資料のまず1ポツから4ポツ、予実管理のところまで御説明させていただいて、そこまで一旦御意見を頂戴し、残り5ポツ、6ポツについては追ってまた御説明、御質疑というようにさせていただければと思います。

続きまして、第5回委員会で取り扱う内容につきましては、今、濱野長官が説明したとおりでございます。スライド4に第5回で取り扱う内容が書かれておりますが、こちらについては割愛させていただきます。

続きまして、令和3年度決算及び剰余金に進ませさせていただきます。スライド6を御覧ください。令和3年度決算及び剰余金ですが、令和3年度の歳入決算額は1,479億円、歳出決算額は1,438億円となっております。令和3年度末に令和4年度からの料金値上げを見据えた特許料等の駆け込みでの支払いがあった結果といたしまして、令和3年度の歳入につきましては、予算を大幅に上回る形となりました。

その結果の剰余金でございますが、3段目のところになりますけれども、令和3年度の

剰余金は725億円という形になりました。これは前年度、令和2年度と比較して約40億円の増という形になったものでございます。

続きまして、ページおめくりいただきまして、スライド7は、前回第4回の資料でございます。右下の折れ線グラフを見ていただきますと、青い特許の部分ですが、納付件数が2月、3月と大きく伸びております。この部分が料金値上げ前の駆け込みに該当する部分と認識しております。

そして、次のスライド8を御覧ください。こちらにつきまして、今年度の反動減の見込みについて分析したものでございます。こちらは特許の旧料金ベースでの年金登録料の推移を折れ線グラフにしております。見方ですが、一番下にあります黄色い折れ線が令和4年度の各月の年金登録料の推移でございます。その上に3本ほどございますのが、過去3年度の推移でございます。10月までが今年度実績、そこから先が見込みということでございます。令和元年度から3年度までの月別のトレンドに沿った形で、令和4年度、今後どのように推移するのかという予測をしたものでございます。

これに基づきまして、年金登録料の歳入を合計いたしますと、令和4年度に約170億円の反動減が生ずる可能性があると考えております。具体的には、各年の特許の現存している件数や特許料金などから推計いたしまして令和4年度の特許料金収入としての見込値というものを示しております。こちらと比較して、この足し上げが170億円程度少ない。この部分が反動減として最大限生じ得る状況があると認識いたしております。今後も11月以降の実績値を注視して、反動減の発現状況を把握してまいりたいと思っております。

次のページをめくっていただきまして、スライド9、こちらは過去からの御覧いただいております剰余金の推移でございます。一番右の令和3年度に今ほど申し上げました剰余金725億円という額を記載しております。

続きまして、2ポツ、令和3年度の決算剰余金のうち、出願等の推移に移らせていただきます。

さらに1枚おめくりいただきまして、スライド11をお願いいたします。まず、足下の特許出願の件数であります。2022年4月から10月期は、前年同期比プラス0.1%、微増という形になっているところでございます。表の見方ですが、上が各月の単月、そして下の段がそこまでの累積というものでございます。過去3か年度並べております。

続きまして、スライド12ですが、こちらは特許審査請求件数であります。2022年4月から10月期は、前年同期比で微減、マイナス1.1%という推移でございます。

続きまして、スライド13でありますけれども、こちらは足下の意匠出願件数の動向であります。2022年4月から10月期は、前年同期比で微減、マイナス1.2%という推移になっております。

続きまして、スライド14でありますけれども、商標の出願件数の動向であります。こちらは、2022年4月から10月期は、前年同期比でマイナス9.5%という比較的大きめの減少を記録しているところでございます。この要因等につきましては、後ほどダッシュボードの部分で御説明を差し上げたいと思っております。

そして、もう一枚めくっていただきまして、スライド15でありますけれども、こちらはPCT出願の件数の動向であります。こちら2022年4月から10月期は、前年同期比でマイナス7.5%の減少という形になっております。こちらについては、上の箱の3つ目のポツのところに、その要因分析を記載させていただいております。PCT出願につきましては、今年の4月に料金の値上げが行われたところ、この料金値上げが影響しているのではないかとということで分析しております。

具体的には、歴年で見まして、2022年1月から10月期を見ますと、前年同期比プラス2.3%の微増、その中でもとりわけ2022年3月の実績は、前年同月比で約2,000件増加している一方で、その次の月であります2022年4月から10月の実績は、前年同期比で約2,000件の減少ということで、こちらの数字が符合してございます。こういったことから、この4月から10月期の減少については、4月に料金改定をしたことの影響による一時的な出願減というように見る余地もあるのではないかと考えているところでございます。ここまでが足下の出願等の動向であります。

続きまして、3ポツの令和5年度の概算要求に移らせていただきます。もう一枚おめくりいただきまして、スライドの17であります。こちらの財政点検小委員会におきまして、これまで御議論いただいております結果、財政規律といたしまして、特許庁の歳出経費のうち、日常的に特許庁の運営を回していくための定常的な経費については、値上げ前、旧料金体系下での歳入を下回るべきであるという規律をお示しいただいております。その方針に沿った要求をさせていただいております。具体的には、定常経費部分については旧料金下での令和5年度の歳入見通しであります1,358億円を下回る1,337億円の要求ということで令和5年度概算要求をいたしました。

一方で、定常経費以外の一時的な経費、具体的には現在引き続き進めておりますシステム刷新と、庁舎改修についての費用になりますが、こちらについては、事前の計画に沿っ

て減額を行った要求にしております。その結果、歳出の概算要求の総額は1,455億円、これは令和4年度の予算に比してマイナス86億円という形の概算要求で行ったところでございます。

続きまして、スライド18でございます。この令和5年度の概算要求歳出の費目別の内訳を示しております。具体的には、一番右の欄が令和4年度予算との対比での増減を示しております。

まず、情報システム費の部分ですが、これにつきましては、まず一時的経費に当たりますシステム刷新等につきましてマイナス46億円ということでございます。こちらにつきましては、2026年度まで刷新が続くわけでございますが、令和5年度については、一時的にシステム刷新の経費が若干下がるといったような事情がございまして、減額になっているということでございます。

それから、一時的経費以外の定常的な情報システム経費の部分ですけれども、こちらについてはプラス16億円ということでございます。令和4年度と対比して出入りございますけれども、増要因の一番大きな部分については、令和5年度におきまして、特許庁の審査官が用いる専用のパソコン、PCの更改時期に当たるということで、そのための費用として増額になっている部分が要因として大きゅうございます。

さらに、次に特許出願非公開対応とございます。こちらについては、今年の5月に公布された経済安全保障法の中の柱の1つに、特許出願非公開制度の導入が記載されております。こちらにつきましては、令和6年度に予定されている法施行に向けた庁内の情報システムの改造のための費用として18億円を計上しているものでございます。ここについては※がついてございまして、左の下の欄に「一般会計から繰り入れ」と書かせていただいております。この歳入につきましては、一般会計で要求がなされ、それを特許特別会計に繰り入れて歳出するという構造になっていることから、特許特別会計の収支には直接影響しないようになっているというものでございます。

続きまして、審査審判関係経費、先行技術調査等や、それらを除く審査資料整備等につきましては、いずれも微減とさせていただきます。

そして、その次の庁舎改修費でございます。これは先ほども述べましたとおり、令和4年度で大規模庁舎改修が実質的に終了ということで、計画どおりマイナス92億円の減少という形にさせていただきます。

その次でございますけれども、I N P I T、独立行政法人工業所有権情報・研修館に対

する運営費交付金でありますけれども、2億円の減です。

その次でありますけれども、特許庁自身が中小企業、大学等に対する政策的な支援を行うための経費といたしましてプラス2億円ということで、こちらについては微増ということでございます。これらの政策的な項目については、ほぼ横ばいという形になっているところでございます。

続きまして、特許庁の人件費でありますけれども、こちらは1億円増という形になっております。こちらにつきましては、特許庁の職員構成等々から政府内のルールに基づきまして、機械的に概算要求をしているものでもございます。

続きまして、WIPO送金であります。こちらについては14億円増ということになっております。この増分につきましては、国際出願手数料を出願人の方から特許庁が預かりをしてWIPOに送金をするという資金の流れになっておりますが、WIPOに送金する部分が、円安によりまして、令和4年度予算と対比して増加したというところが大きな要因でございます。ただし、ここの部分については、出願人の方からいただく手数料についても、その分、多くいただく形になりますので、収支には直接影響しないという性質のものでございます。

その他、一般管理費等については、光熱水料の値上げ等、様々な要因によりまして4億円増という形になっております。

続きまして、スライド19でありますけれども、今ほど御説明させていただきました概算要求を対外的に説明する際に、ポイントとして整理したものでございます。左側の箱は、世界をリードする特許行政の実現に向けた取組ということで、審査業務等の効率化、システムの効率化を図っているということでございます。その右側のほうの箱は、イノベーション創出に向けた政策的な支援ということで、スタートアップ、大学、中小企業等の知財活動の支援を拡充するというところで、こちらについては一定の増額をさせていただいたというものでございます。

続きまして、4ポツの予実管理に移らせていただきます。今回の見直しを行っております財政シミュレーションについて、まず御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、スライド21をお願いいたします。こちらは第3回財政点検小委員会の資料でございます。これまで小委員会でシミュレーションについて御議論いただいた内容を整理いたしております。

1つ目でありますけれども、特許特会の剰余金のうち、まずリスクバッファー。これは

特許庁の行政の3か月分の経費に相当する額であります最低400億円のリスクバッファーとしての剰余金を確保することが必要であるという点が1点目。

そして2点目ですが、定常的経費以外の投資的な資金として、2030年代半ばまでに、この第3回の資料では剰余金として1,400億円程度必要であるということを確認いただいたということでございます。その上で、料金値上げにより確保すべき必要な増収額として150億円というものを算出しております、ここを値上げで確保すると仮定し、6通りのシナリオ、具体的には出願件数が高、中、低、そして物価上昇率が高い成長実現ケースA及び現状並みに低いケースB、こちらの3掛ける2で6通りのシミュレーションを行い、御検討いただいていたという経緯がございます。

小委の結論といたしまして、低位シナリオでも400億円程度の剰余金が当面確保できるようにした上で、必要な投資資金が確保できるかの推移を見ることが妥当という結論をいただいていたところでございます。

次のスライド22でありますけれども、こちらは令和3年、昨年6月に策定いたしましたこのシミュレーションにおきます高位、中位、低位のシナリオがどのようなものであったのかということを図示して御説明しているものでございます。特許の出願、商標の出願、PCTの出願について、それぞれどのようなトレンドで推移するかによって高位、中位、低位で分けております。具体的には、特許の出願につきましては、高位と中位のシナリオについては、コロナ禍で2020年度減少したものが、2022年度までにコロナの影響がなかった場合のトレンドまで復帰した上で減少していくというシナリオでございます。

一方で、特許出願の低位シナリオは、2020年度減少し、2021年度以降もコロナ前トレンドに回復せずに減少していくもの。減少率は同じでございますけれども、そういう2つのシナリオに分けてシミュレーションを行った経緯がございます。

次に、商標の出願でありますけれども、こちらは過去のコロナ前のトレンドに沿うような形で増加で推移するというのが高位シナリオ、そして中位、低位のシナリオは、2020年度以降については、商標出願件数が横ばいになるというシナリオでございます。

そして、国際出願、PCTでありますけれども、こちらにつきましては、高位、中位、低位とそれぞれ分けておりますが、高位につきましては、コロナ禍で2020年度に下がった後、2022年度までにコロナ前のトレンドまで復帰した上で引き続き増加するというシナリオ。中位につきましては、2021年度以降、コロナ前トレンドまで復帰せずに、コロナ前と同じトレンドで増加し続けるシナリオ。低位シナリオにつきましては、2021年度以降、横

ばいになるというこの3つのシナリオを用意して、それぞれシミュレーションを行ったというのが前回のシミュレーションでございました。

続きまして、スライド23でありますけれども、今回のシミュレーションをどのように見直したのかという前提について御説明いたします。

昨年6月の6通りのシナリオの考え方は踏襲しつつ、2021年度の決算、2022年度の予算の執行状況等、そして直近の出願動向、物価上昇率予想、今年4月に施行された新料金体系など直近の情勢を反映し、アップデートを行ったというものです。具体的には下の表にまとめておりますけれども、まず左側が従来シミュレーション、右側が見直し後シミュレーションですが、2021年度の歳入歳出については、先ほど申しましたとおり、既に決算の数字ということで出させていただいておりますので、こちらを反映したということです。

2022年度、今年度の歳入歳出につきましては、上半期までの出願動向が既に分かっております。それから、上半期までの歳出の執行見込みも分かっております。これに基づいて推定値を算出して、そのシミュレーションの中に投入するというをしております。

そして、2023年度以降でございますけれども、歳入につきましては、従来のシミュレーションではまだ料金が確定していなかった状態でありましたので、旧料金下で得られる歳入額の試算に値上げ分として、一律各年150億円を加算した額を歳入額としてシミュレーションに投入していただいておりますが、見直し後の今回のシミュレーションは、改定後の料金と、それぞれに予想される件数みたいなものを掛け合わせて歳入全体を試算することにしております。物価上昇率につきましては、直近の数字であります2022年7月の内閣府発表の国内企業物価指数を反映した形にしております。

続きまして、スライド24でございますが、6通りのシナリオをどのような形で今回のシミュレーションで設定したかということをお説明します。

まず、特許の出願につきましては高位、中位、低位と、いずれも共通して1つのシナリオにさせていただきました。具体的には、2023年度以降はコロナ前トレンドで、前年度比マイナス1.3%で出願が減少するというシナリオでございます。ここは、先ほどの特許出願については、コロナ前のトレンドまで復帰するか否かというところでシナリオを分けていたことから、今般、もう既に2022年度までは統一的な数字を入れておりますので、その後、2023年度以降は同一のシナリオで減少していくというものを置かせていただいたものでございます。

続きまして、商標の出願につきましては、これも前回シナリオと同様ですが、高位シナ

リオは、2023年度以降はコロナ前トレンドに沿ったような形で、前年度比3.2%で増加する。一方で、中位、低位シナリオについては、2023年度以降横ばいになるというシナリオでございます。

PCTにつきましては、今回のシナリオでは高位と中位につきましては、2023年度以降をコロナ前トレンドであります前年度比4.9%で増加するシナリオ。一方で、低位シナリオについては、2023年度以降横ばいになるというシナリオを置かせていただきました。

続きまして、スライド25になります。こちらについては、歳入の各項目・要素について、特許、商標、PCTとそれぞれについて記載したものでございます。細かい数字でございますが、それぞれの料金のシミュレーションの前提を書かせていただいております。具体的な考え方といたしましては共通でございます、真ん中の2022年度の推定値については、いずれも4月から10月までの速報値でございますが、もう既に数値が出ております。11月から翌年3月については、2022年度の4月から10月の前年同期比での増減率、これが11月から3月についても年度を通じてその増減率で推移すると仮定して算出するという手法をとっております。これについては、どの費目についても同様でございます。

2023年度以降の各種件数のトレンド、これについては、横ばいにしているものは横ばいですが、そうでない、過去トレンドを使っているものについては、コロナ前であります2015年度から2019年度の平均増加率等を勘案しながら、それと同じカーブで推移していくというような形で仮定を置いております。

続きまして、スライド26になります。こちらは歳出の見直しのシミュレーションをどのような前提を置いているかという御説明になります。

まず、共通の前提といたしまして、発射台となる2022年度の執行見込みについては、9月末段階での予算の執行見込みが執行率96%となっていることから、2022年度の予算額1,568億円に対して、年度を通じて96%の執行率となる結果、1,505億円程度となる、これを見込みとして数値を投入いたしております。

その次に、投資的経費、そして次のページから定常経費になりますが、これらをどのようにシミュレーションをしているかということですが、前回シミュレーションと基本的には同じ仕組みでございます。まず、2026年度まで継続します現行のシステム刷新及び今年度で実質的に終了する大規模庁舎改修については、現行の見込まれる計画に従って必要経費を計上いたしております。

そして、次期のシステム刷新等については、2030年代半ばまでに現行と同規模のシステ

ム刷新が必要であるという想定、仮定の下に、2030年代半ばまでに1,275億円程度の費用を用意する必要があるという前提で組むということでございます。そして、次期庁舎改修費用ですが、こちらについては、今回は2050年代に今回と同規模の支出が想定されることを前提に、2030年代半ばまでに、その年割であります費用である195億円を積み立てていくという考え方になっているところでございます。

続きまして、スライド27ですけれども、定常的な経費につきまして、こちらも基本的には同じ考えであります。固定費、システム人件費、政策経費等につきましては、今回異なるインフレ率を採用いたしました。インフレ率に応じて変動していくという考え方をとっております。一部の事業につきましては、変動費という形で、インフレ率に加えまして、先ほど御説明したシナリオ高位、中位、低位ごとの件数の変化率にも連動するような形で算出いたしました。具体的には、この下に書いております特許の先行技術文献調査、あるいは分類・Fターム一元付与、商標の外注などがございます。

インフレ率につきましては、先ほど申し上げました直近の内閣府の中長期経済財政に関する試算のデータを使っております。ケースA、成長実現ケースは2023年度に3.9%、2024年度2.1%、2025年度以降0.8%と推移。ケースB、ベースラインケースにつきましては、2023年度3.9%、2024年度1.3%、2025年度0.6%、2026年度以降0.5%という推移をシミュレーション上投入しているということでもあります。

次に、スライド28になりますけれども、こちらについて、前回委員会でも変動要因、リスクについて十分に認識をする必要があるということをお指摘いただきまして、主に剰余金のマイナスの要因について御説明していますが、その前に、このシミュレーションに織り込まれていないものの今後、剰余金にプラスの要因として働き得る潜在的な要素を3つほど挙げております。具体的には後ほど出てまいります。中小減免制度のうち審査請求料の減免制度の適正化、60件の上限を設定する方向で準備を行うという項目でございます。これを設定した場合には、まだシミュレーションに織り込まれておりませんが、年約7.5億円程度の歳入増が見込まれるという試算をしているものでございます。

2つ目の請求項記載の適正化、今年4月から実施しておりますマルチマルチクレームの制限によりまして、1出願に含まれる請求項数が増加する潜在的な可能性があるということでございます。こちらの審査請求料については、請求項に掛け合わせるような形で料金になっておりますので、こちらが潜在的には歳入増になる可能性があるものです。

そして、意匠でございますけれども、平成18年改正によって、これまでの意匠存続期間

が15年から20年に延長されたことを受けて、今後この延長期間に入った段階で、これがその分の登録料という形で増収になる可能性があるということでございます。

一方で、剰余金がマイナスになる要因として4つほど挙げさせていただいております。まず1つ目が、料金を今回4月に値上げしたことに伴って、出願であったり、登録といったような企業の皆様の行動による件数が負の価格弾力性という形で減少するおそれがあるのではないかという点を潜在的に認識する必要があると思っております。ただし、料金値上げからまだ半年しかデータがたまっておりません。今後、来年度以降、適切にデータがたまってきた段階で、このような負の価格弾力性の影響があるのかどうか、こういったことについても研究、注視をしていく必要があるかと思っております。

続きましての3つのポツですが、まず1つ目が、内閣府発表の先ほどのインフレ率を超えるようなインフレが継続、あるいは加速していくということが今後起こった場合については、その分、歳出増があり得るということでございます。

そして、次のポツでありますけれども、円安につきまして、次ページで説明いたしますとおり、令和5年度までは一定程度織り込まれているわけですが、これが今後さらに一層進行していくような場合については、歳出増が見込まれるということであります。

そして、エネルギー価格についても、令和5年度において織り込んでおります。これが一層高騰していくという場合に、ここの部分については歳出増につながっていく可能性があるかと認識しております。

続きまして、スライド29でありますけれども、こちら、まず上段が為替変動、円安による影響ということで、私どもの歳出が直接的にどのような影響を受けたのかということあります。ここは財務省が示しております支出官レートというものが令和4年度の分から令和5年度の概算要求にかけて、スイスフランで見ますと10%程度の円安となっていることが影響しております。具体的な経費といたしましては、世界知的著作権機関、WIPOへの拠出金、あるいはOECDへの任意拠出金といったところが円安によって膨らんでおり、合計で1億円弱というところが直接的な円安による令和4年度との対比の令和5年度の歳出増の影響でございます。その下の段のエネルギー価格高騰でございます。こちらについては、とりわけ直接的には特許庁の光熱水料約1.4億円というところが大きなところでございます。

ここまでがこのシミュレーションの前提の御説明となりました。ここでこの見直し後のシミュレーションが具体的にどのようなようになったのかということのスライド30から32までで

御説明させていただきたいと思います。

剰余金の見通しです。まず、スライド30が出願低位シナリオであります。ケースAが物価上昇率大、Bが物価上昇率小というものであります。それぞれこのグラフの見方ですけれども、一番右の2036年度の段を見ていただきまして、その上に赤い字で書いておられますのが、その段階で予想される剰余金の総額でございます。ケースAは1,579億円ですが、その内訳として、その下にオレンジ色で次期庁舎改修用積立分195億円、そして、青で次期システム刷新用積立分1,275億円と書かせていただいております。こちらが先ほど、この時期までにためていくべきことが求められる剰余金の額でございます、その下に黄色のリスクバッファーということで、これが先ほど申し上げました400億円確保すべきと書いている当面の特許庁の運営上に必要な部分の資金ということになります。これがスライド30から32にかけて、6ケースにわたって徐々にいい方向になるように並んでいくということでございます。

こちらのスライド30のケースAは、リスクバッファーが109億円ということになっております。ケースBについては剰余金総額1,993億円、リスクバッファー523億円という試算になっております。

次のページになりますけれども、スライド31が出願中位シナリオでありまして、同じように、ケースAが剰余金総額2,027億円、リスクバッファー557億円、ケースBは剰余金総額2,440億円、リスクバッファー970億円ということ。

そして、スライド32に行っていただきますと、出願が高位のシナリオについてのケースA、剰余金総額2,369億円、リスクバッファー899億円、ケースBについては剰余金総額2,785億円で、リスクバッファーが1,315億円という試算を行ったところでございます。

スライド33、34以降でありますけれども、こちらについては、前回の令和3年6月の6つのシナリオのシミュレーションを載せさせていただいております。シナリオによって異なりますが、今回シミュレーションが2036年度段階で剰余金が1,000億円弱程度上方にシフトしているということでございます。

続きまして、スライド38、予実管理、4ポツ、ダッシュボードに移らせていただきます。足下の出願件数と図示化して見える化したものでございます。

スライド38ページが特許についてであります。左上が出願件数、左下が審査請求件数、右上が登録件数ということになっております。ここで先ほど1,000億円弱今回シミュレーションが上方に修正されたことの要因を御説明いたしますと、主なもののひとつといたし

まして、ここの特許の登録件数があります。緑色の折れ線グラフですが、2020年度から2022年度にかけて登録件数が上昇しております。これが前回シミュレーションにはここまでの上昇がなかったということでございます。こちらは政府の目標などに沿いまして、特許庁の審査部門が審査を促進した結果などもこちらに反映され、前回シミュレーションよりも登録件数が大きくなった結果、後年度分の登録料について、その分、影響があったということでございます。

左下の審査請求件数につきましても、増減ございますが、こちらについても前回シミュレーションを上回ったことから、一定程度、剰余金の上振れに影響があったと認識しております。

続きまして、スライド39ですけれども、商標の足下の件数であります。ここににつきましては、冒頭申し上げました前年同期比マイナス9.5%の減少の要因を上の方の2つ目のところで分析しております。

まず1つ目の要因が、コロナ禍で一時的に増えていた薬剤などの区分の出願が減少していること。2つ目が、足下の電力価格、原材料等の高騰などもあり、中小企業が影響を受けて出願が減少しているのではないかとということ。そして、③が主要国、特に中国からの直接出願が減少していること。これらが要因として考えられると思っております。ただし、これまで長期にわたって商標出願については増加トレンドを続けてきたわけですが、これらの要因が今後の商標出願にどのような影響を与えていくのかということについては、現時点では必ずしも明確ではないと認識しております。

左側の登録件数ですが、こちらについても商標の審査を促進しようということで、審査官の増員等を図ってまいりました。その結果、2019年度から2021年度にかけて登録件数が大分大きく上昇しているということもシミュレーションの剰余金の上方修正につながったものだと認識いたしております。

続きまして、スライド40、ダッシュボードのうちPCTでございますけれども、こちらについては、低位と中位、高位で分けて件数のトレンドを置いております。コロナ禍からの一旦の減少、そして2021年度は、先ほど申し上げた駆け込みで若干増えており、2022年度はそれに対する反動減というジグザグの動きをしておりますが、今後横ばいになるか、あるいは上昇していくかという2つのシナリオを用意しているものでございます。

続きまして、スライド41、42と剰余金についての御説明になります。一部重複いたしますが、スライド41については、足下のこれまでの剰余金の推移を青い棒グラフで描いてお

ります。2020年度まで減少してきていたところ、2021年度に725億円ということで、40億円増加しております。

一方、2022年度、緑色の棒グラフですが、こちらについては、駆け込みに伴う、最大180億円の反動減が見込まれるということでございます。冒頭のところで御説明しました、その大きな部分については、2022年度に既に出現するという傾向、兆候が見えますけれども、最大180億円の反動減が生ずる場合は、2022年度の剰余金については553億円が見込まれるということでございます。

続きまして、スライド42でありますけれども、今後足下、2026年度までの剰余金の推移を表しております。2026年度まで剰余金が増加していくトレンドであると考えているところでございます。

以上が財政の状況についての御説明となります。この点についての御質問、御意見等いただければと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。駆け込みとか反動減とかというようなことも含めて御説明いただきました。

3. 自由討議

○小林委員長 それでは、ここまでの内容について自由討議に移りたいと思います。会場にいらっしゃいます委員の方は、御発言の際は挙手いただくようお願いいたします。オンラインで御出席の委員につきましては、チャットに発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際にはマイクとカメラをオンにしてくださいようお願いいたします。オブザーバーの皆様も、御発言の際は同様にさせていただけたらと思います。どうぞよろしくようお願いいたします。土居委員、どうぞ。

○土居委員 御説明ありがとうございました。特にこのシミュレーションに関してコメントということなのですが、前回のシミュレーションはこの資料にも掲載していただいておりますが、それと比較すると非常に明確に趨勢が変わってきたと思います。もちろん、足下のいい影響が今回の新しく試算し直したシミュレーションの結果にも出ているということは大きいと思います。そういう意味では、引き続き油断なく、この特許特別会計の運営に当たっていただきたいと思います。

特に予測なので、予測の発射台がそれなりに底堅いものになると、そこから伸び率がそんなに顕著に大きくななくても、ある程度の剰余金が確保できるということが確認できたということだと思いますので、できるだけ剰余金の見通しを大きく下回らないような運営に心がけると。下振れリスクに備えるということが非常に重要で、上振れはありがたいというか、そういう意味では、今後の特許制度をより担保する財政的基盤を、上振れすればより顕著に固められるという意味で、めでたいことではあるのですが、下振れリスクに備えるということで、その基盤を損なわないように保ち続けるということが重要なことだと思います。

その中で、30ページで出願低位シナリオ、これはもちろん一番悪いシナリオを前提にということでありまして、ケースBは、物価上昇率がより低いということではあります。目標としているリスクバッファは2036年度でもある程度キープできるし、次期システム刷新のための積立金もある程度キープできるということではあるのですが、ケースAになると、必ずしもそうでないような状況と。昨年のシミュレーションに比べるとよくなっているのはありますが、ケースAは必ずしもそうではないと。これが私は結構象徴的だなと思って拝見しました。

どういうことかといいますと、ケースBは物価上昇率が低い、ケースAは物価上昇率がより大きいと。それらは大した差でないけれども、AとBにこれぐらいの剰余金の差異が出てくると。これはもちろん15年弱の期間の蓄積ということなので、その長きにわたる年月の蓄積がこういう形で現れるということであるのですが、特許だけではないですが、特許特会の収入が物価連動でないことによる影響というものが、この30ページにある程度集約されているのだと思うのです。

ここから先は今決めることでもないし、様子を見ながらということだとは思いますが、このシナリオの前提が、歳出は物価に連動して上がっていくということですが、歳入は今の単価のままということにしているという前提だと承知しております。そういう意味で言うと、今回、料金値上げしたのですが、物価上昇率を見極めながら、物価スライドさせていくということも柔軟にできるような制度を担保しておくことが、30ページの上と下で、大して大きなインフレ率の差ではないのですが、これだけ差が出てくるところの見極めとして重要なポイントになってくるのかなと思います。

今すぐ料金を上げるということを言いたいわけではなくて、物価動向次第では物価スライドさせるような形で、物価連動させる形で料金の引上げというものも、当たり前と言え

ば当たり前なのですが、1970年代に公共料金はみんなそうだったということではあるのですが、日本の物価上昇率がまだそこそこ高かった時期に、タイムリーかどうかは別としても、公共料金は物価に連動する形で上がっていたという時期がかつてあったということで、久しくその時代のことを忘れていたがゆえに、物価が上がっても料金を上げてはいけないみたいな、そういう変なプレッシャーみたいなものがないわけではないのでしょうけれども、少なくとも制度的に、柔軟に料金を変更できる制度を担保しておくということは必要かなと思います。

前半の議題からは離れる部分、後半の議題に入る部分になってしまうのかもしれませんが、例えば審査請求料免除の仕組みも法改正しなければならないということで、まだ法改正に至っていないというお話を承っておりますから、そういうところも早めに、いざとなったときに柔軟に対応できるような政策対応としての柔軟性を担保できるような法改正なり、制度設計を担保しておくということが重要なのかなと思いました。

私からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。見事にそのとおりだということこれで分かると思います。物価スライドということもあると思うのですが、先ほどコロナ禍では、薬剤等の登録があったではないですか。だから、そういう意味で、日本の競争力といえますか、大学とか、スタートアップとか、中小企業とか、政策的な配慮をして高めるといふような、そういった側面、料金の柔軟性ということと同時に、そんなことも考えられるのかなと思いますけれども、事務局、どうぞ。

○吉澤総務課長 土居委員に大変的確な御指摘を賜ったと思います。

何点かあったと思っております。まず料金制度ですけれども、これは過去も説明をしております特許庁の様々な料金については、前回の法改正もありまして、法律上で上限を定め、その範囲で政令で比較的柔軟に変更できるという制度でございます。まだその上限に張りついていない料金などもあるわけでございますけれども、今後の様々な状況を見ながら、もし料金を引き上げる必要があるとなれば、その政令上、引上げが可能な部分があるのか等、全体のバランスを見ながら対処していくというのが、まずテクニカルな意味での対応でございます。

過去、物価が上がってきたときには、特許特会についても、物価に応じて料金の値上げをするような対応を図ってきた過去の歴史もございますので、そういった側面も料金の改定の際には勘案するということが当然求められるものだと考えます。

一方で、このように申し上げた上で、この財政点検小委員会でこれまで結論をいただいている部分はスライド21です。これは委員の皆様共通だと思いますが、この低位シナリオでも、年間150億円の値上げによって、足下400億円程度の剰余金が当面確保できるようにした上で、必要な投資資金が確保できるか、そういう推移を見ることが妥当というようにさせていただいております。まさに推移をこういう形でずっと見ていく。それに応じて財政状況を見ながら必要な対応を図っていくということを、この委員会等の御助言をいただきながらずっと続けてまいりたいと思っている次第でございます。

○小林委員長 重要なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 どうもありがとうございます。私からは3点、意見と質問なのですが、1点目は、まず6ページの令和3年度決算レビューの資料につきまして、これまで単年の記載だったところを、過年度の追加で分かりやすくしていただひてありがとうございます。

それから、2点目は同じ6ページにつきまして、今日は令和3年度の決算のレビューと令和5年度の概算要求ということで、どうしても令和4年の動きがつかみづらひところがあります。特に令和4年の歳出見込みの執行率については96%ぐらいということをお示しいただきました。一方で、歳入は、恐らく剰余金の予想から逆算すると、1,300億円台など予算の9割に満たない水準になろうかと思ひております。この辺のもうちょっと詳しい背景について、特に執行率については、前回もこの水準を前提にした予算なのかというような議論もありましたので、90%程度という従来のものが96%程度という見方に変わったのかなど、その辺りの背景を教えてください。

そして、3点目が、今度は令和5年度の25ページの辺りの資料なのですが、先ほど申し上げた令和4年度の歳入がかなり下振れしているということ織り込んだ上で、このプラス150億が料率効果だけでカバー可能なのか、数字の内訳がよく整理できなかったのか、例えば特許の値上げ効果だけでそのぐらいは上積みが可能であるなど、御説明いただければ助かります。

以上よろしくお願ひいたします。

○小林委員長 大きく2点です。事務局のほうでお願いいたします。

○吉澤総務課長 まず令和4年度の執行率につきまして、こちらの執行率はどのようにしてこのようになるのかということでございます。私ども、今、令和4年度の不用見込額を63億

円ということで見ております。この不用見込額が減少していったということですが、これは過去年度、具体的には令和2年度辺りで不用が発生していたものを、令和4年度予算の概算要求の段階で、この不用を反映する形で予算を減額するというような要求を行ってきたということが大きな要因になっているのではないかと考えています。細々した数字は申し上げませんが、意匠の資料整備の不用であったりとか、そういったものが積み上がっていくことによって、令和2年度には、不用額としては156億円があったのが、令和4年度に不用見込額は63億円になっていくであろうという見込みであり、この部分がこの不用を反映させ、予算を減額するという努力によって実現していったということなのではないかと思っていますということでございます。

これが1点目の大枠の話でございます。

2点目が令和5年度の歳入を確保できるのかというお話だったかと思えます。こちらについて、先ほど申しましたとおり、令和4年度の部分について、まだいわゆる駆け込みに対する反動減の部分がどの程度出きるか、全て出現するかどうかというところの見通しははっきりしないと申し上げました。先ほどの資料で言いますと、スライド8、これは特許の年金登録料の部分だけですが、この170億円が全て反動減によって生じたものかどうかは分からないのですが、想定される反動減は令和4年度にだいたい出現しそうであると見ております。そうしますと、令和5年度の部分につきましては、もちろん値上げをしてこの額ということで推測している歳入でございますけれども、この部分が予想どおりといえますでしょうか、そういう形で得られるようになるかどうか、この推移をしっかりと見守っていきたいと思っております。

適切なお答えになったかどうか分かりませんが、一旦お答えさせていただいて、もし追加で質問がございましたら、お願いできればと思います。

○小林委員長 佐藤委員、どうですか。

○佐藤委員 非常によく分かりました。どうもありがとうございます。

○小林委員長 では、滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。

お話を伺いまして、こうしたシミュレーションは下振れのリスクを十分に考えるべきと思われるけれども、そういった意味で手堅いシミュレーションが行われていて、適切であると私自身考えました。

資料を拝見いたしまして、2つ感想がございます。

1つ目は、特許出願数がシミュレーションで年率マイナス1.3%、1.3%減ということで置かれているかと思うのですけれども、仮にこれが30年間続くとすると、例えば現在30万件であるとする、30年後、20万件ぐらいを想定されるというようなことかと思っておりますので、実際コロナ禍でも、11ページの資料を拝見すると出願数自体微増というような形でしたので、手堅い予想かなと思えました。

もう一点、2点目なのですけれども、土居先生がおっしゃったこととも関連するかと思っておりますが、インフレ率です。物価上昇率は、現状のシミュレーションでは、歳出の固定費のみに影響があるものと理解しています。一方で、例えば物価上昇によって価格転嫁ができたとか、円安によって業績が改善している企業もあるかと思っております。ですので、例えば28ページには、剰余金のマイナスの要因としてインフレ率と円安が想定されているのですけれども、企業によってはプラスに働いている可能性もあるかなと思えました。そういった意味で、これらの要因が歳入にプラスに働く可能性もあるのかなと。そうしたプラス要素は今回含まれていませんので、以降、大きなマイナスのショックがないとすると、やはり手堅いシミュレーションなのではないかなと考えました。

私からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。手堅いシミュレーションという評価をいただきましたけれども、今、滝澤委員がおっしゃったとおり、いろいろな経済環境、円安になっても業績がよくなっている企業もありというような、経済環境をよく観測して分析する必要があるのではないかと思うのです。

下振れリスクに備えるということは非常に重要なのですけれども、下振れする要因、あるいは少し上昇したというところの要因、その部分を経済環境の中で、産業界とか経済界でどういう動きがあるのかということ进行分析していくということが、それこそもっと手堅い予測になるのではないかと思います。

○吉澤総務課長 円安につきましては、スライド28、そして29に書かせていただいた、まさに我々の歳出に直接的に影響するという極めて限られた部分についてのみの分析をしておりますが、今、滝澤委員にも委員長にもおっしゃっていただいたとおり、円安なりが、エネルギー価格もそうかもしれませんが、産業界の皆様の活動にどういう影響を与えるのかというのは、間接的にも非常に大きな影響であるということでございます。

円安によりまして、海外出願等に影響があるというようなお声もいただいているところでございます。そういったことも、今後こういう円安がどのように推移するのかというこ

とをもちろん見ながらではございますけれども、そういったことが企業の皆様の出願行動にどういう影響があるのか、ここも併せて私どもはしっかり見ていく必要があるというように認識いたしております、今後、数値をしっかり把握させていただきたいと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。滝澤委員、これでよろしいでしょうか。

○滝澤委員 ありがとうございます。

○小林委員長 それでは、亀坂委員、お願いいたします。

○亀坂委員 亀坂です。詳細な御説明ありがとうございました。

まず、第1回からこの小委員会に参加させていただいての感想で、全体的には情報開示を飛躍的に進展させていただいていて、最初、シミュレーション自体も手探り状態だったのに、シナリオ分析を詳細にさせていただいて、前提条件も細かな条件をできるだけ示させていただいて、幾つかのシミュレーションをしていただき、さらに見通しの変化をできるだけ反映して、今回その見直しを見直していただいたのは、情報開示とかの面で進展していただいたなと思っております。

その上で、見直し後のシミュレーション等で気になることなのではございますけれども、物価の上昇率とか為替の影響って、私、為替の審議会の委員もさせていただいているのですが、為替の審議会の委員である我々でさえ、直近の為替変動とかは予想できなかったですし、今後どうなるかというのは、為替の予測というのは本当に難しい。ですので、とにかく将来のことを中長期的に見積もるのは難しいのではないかと併せて思っております。要するに、あり得そうなシミュレーションというのは既に行っているのですが、それがどう上振れするか、下振れするかは、物価上昇率とか為替変動を予測するのが難しくなっているのではないかと思います。ですので、多少手堅い形で保守的に将来のことを見積もっていただいてもよいのではないかと私は思います。

シミュレーションで考慮していただいている以外にも、遅れて為替の影響とかどこかで出てくるのではないかと思っております。と申しますのは、大学の予算とかでも早速為替変動の影響を受けておまして、例えばですが、大学の図書館の購読ジャーナルはドル建てが多いのですが、購読できるドル建てでのジャーナルが3分の2ぐらいに削られてしまうのではないかと非常に危惧しております。

様々なことを外注するにしても、外注で発生する経費とかも、今後さらに遅れて、ラグを持って発生してくる可能性があるのではないかと思います。ですので、私はどちらかと

いうと、保守的な見積りで今後の歳出入について見積もっていただくことに賛成ですし、これまでの方針は簡単には変えないほうがよろしいのではないかと思います。特にスライドの9枚目の剰余金の推移、これは皆さんも、他の委員の方も何度も御覧になっていると思いますが、剰余金の推移はすごく危機的な状況で、ぎりぎり何とか危機を食い止めたような状況にあると思うので、私は引き続きこれまで立ててきた方針で進めていただけないかなと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。亀坂委員のおっしゃるとおり、保守的に見積もるということ自体、反対する委員はないのではないかと考えております。ただ、いろいろな経済環境の変化の中で、産業界とかいろいろな特許、商標とかに関係しているところというのがどういうビヘイビアをとるのかということについて、特許庁としてもきちんと観察する必要があるのではないかと考えているところでございます。

事務局から何かございますでしょうか。

○吉澤総務課長 今、委員長がおっしゃっていただいたとおりでと思います。

○小林委員長 ほかにいかがでしょうか。梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 冒頭、土居先生が言われたことと、またその後、先生方が言われていることとほとんど重複するのですけれども、今後どうなるか分からないのですが、一般企業を見ても、ここ30年、値段というのは動かないと。給料もある意味では動かないというのが当たり前になってきていたものですから、この経済情勢の変化に一般企業さんも非常に戸惑われているのです。

何が一番戸惑われているかという、値づけてあまり考えたことがなかった。いわゆるプライシングです。企業というのは、どちらかというと原価というか、費用を下げることが経営であったというところが、それだけではやっていけないよねという部分が1つ出てきて、逆にこちらの場合も、ある収支は均衡でいこうということなののですけれども、普通の企業のように、値づけのポリシーみたいなものが競争市場でない公的なサービスですので、どのように基本的に考えていくかということは、先ほどのような物価の上昇であったり、為替とか、2つ要因が難しくなってくる。

その中では、そういう価格と物的生産性のようなものをきちっと分けた分析をされていく必要があるのではないかと。要は、説明していくときに、1人当たりの作業量みたいなものとか、いわゆる物的生産性についてはよりよくして、しかし掛けるPが、価格が少し

動いているので、その分は申し訳ないけれども、上げさせていただくみたいな説明が今後すごく必要になってくるのではないかと思うので、KPIというか、どういう指標がとれるのか、これからちょっと研究していただいて、いわゆる作業効率というのをグロスと金額で考えるのはちょっと難しい業態だと思います。

その辺、システムなども含めて、システム処理量みたいなものとか、そういった量で少し考えた上に価格変動要因を乗せて、トータルの料金になられるというようなことを用意しておかないと、さっきおっしゃられていたように、見積りを堅く見ているつもりが全然堅くないよねと。これ、どちらかにしても、物価上昇が2%にもならないほうですよ。ですけども、それは分からない話なので、その辺は分けて説明力をつけておかれることが非常になのではないかという気がすごくいたしました。その上でプライシングをどのようにするのか。経済情勢によっては、ちょっと強気で値段を上げてしまうということが可能なのかみたいなものすごく重要にはなってくるのではないかなと。

○小林委員長 事務局、お願いいたします。

○吉澤総務課長 ありがとうございます。的確な御指摘をいただきました。いわゆる私どもで生産性ということ考えたときに、一番先に思いつくのが特許であったり審査のスピードということになってまいります。

具体的には、政府の文書、成長戦略等の文書でも明記いただいている部分もありますし、また毎年経済産業大臣から、実施庁目標という形で、この審査などについてどれぐらいのスピードでやるのかとか、どれぐらいの品質でやるのか、こういったことの御提示をいただいて、それになるべく沿うように対処してきているというのが、いわゆる生産性に当たる部分になるかと思えます。ここを私どもも強く意識しておりますが、この資料上は、実はここが出てきていなかったというのが反省点でございます。今後しっかりその面も反映させていただくのですが、先ほど少しだけ御説明いたしまして、まさにここの特許ですけども、スライド38、登録件数が上がっているというのは、まさに一定程度、足下、特許審査を迅速に、目標に向けて達成しようというある種の特許庁の努力がここに反映されて、それに基づいて、まさにその登録料等の収入もこれに沿って上がっていくという関係性になっているところでございますので、今お示しいただいたような、こういう生産性を上げるということが、どのように財政にも影響していくのか、ここは総合的に見てまいるという視点を持って対応してまいりたいと思っております。

○小林委員長 梶川委員、どうぞ。

○梶川委員　そういう意味では、先ほどのシミュレーションで、1.3%ずつ落ちるみたいな話というのは、逆に言うと、人的構成も1.3%ずつ落とすのかみたいな話ともセットになられてしまうわけですね。要するに、処理量と投入項数はどんな関係にあるのかというのをきちっとつかんでいかれることが非常に必要なのではないかという気はするのです。その上で、そこは非常にいい効率でやっているのということから、逆にどのように考えていかれるかということになると思うので。

　　こういうパブリックのサービスは、投入量が固定化しているという大前提で物が考えられてしまわれるかなという気がしまして、それによって、逆に言えば、金額を下げたら価格弾力性あっていっぱい売れるからいいということ考えてのだったら、逆に1.3というトレンドの中でも少し特許料を下げて、そのトレンドを件数として上げていく。だけど、それが本当にそんなディemandカーブになっているのかというのはよく分からない。普通の営利企業とは違われると思うので、そういう意味で価格づけの考え方をどのように考えられるのかなというのをぜひ考えていただければと思います。

○小林委員長　ありがとうございます。プライシングの考え方ですね。だから、生産性をいかに上げていくかということの思想、そういう価格づけの基礎になる情報というのがここにちょっと不足していたといいますか……

○梶川委員　今後のテーマで。

○小林委員長　ということで、考えていかなければいけない重要なテーマだということで……

○吉澤総務課長　では、そこは承ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○小林委員長　ほかにいかがでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員　ありがとうございます。先ほどの審査の効率というお話に関連するのですが、恐らく日本の特許庁は、審査期間も短くなっていますし、処理量も増えていきますし、審査効率をどんどん上げていくと認識しているのですが、その上でこういう財政の収支というのを考えるときに、どうしてもそういう審査の質というのが収入として表れてこない、予算として非常に積みにくいというのは確かに分かるのです。

　　その観点からいうと、剰余金の位置づけについて、私は少し疑問に思うところがありまして、今、剰余金はリスクバッファとシステムの改築積立て、庁舎積立てと3本立てでしか計上されていませんけれども、審査の質というのは、特許庁の基本的な、一番大事な政策ですので、収支相償の考え方は維持しなければならないとすると、料金値上げ以外に

収入を上げる手段がないので、どこか予算を増やそうとしたら、どこか削らなければいけないということになって、例えば先ほどの18ページの資料を拝見すると、審査審判経費であるとか、人件費とか、この辺は横ばいか若干マイナスというところがあって、例えば先行技術調査の外注などもたくさんやると、審判の発生率が減ったり、審査期間が短くなったりするという実証結果も出ていますし、そういう意味では、審査のクオリティーは上がっているのですが、審判が減ると収入が減るということで、収入面で見るとマイナスに貢献してしまうかもしれないというところもあって、だけれども、こういうところに本当はもっと予算を投入しなければいけないと思いますので、そういう意味では、剰余金として審査のクオリティーを上げるための投資に使えるところを枠として設けておかなければいけないのではないかと考えております。

今回、フリーアドレス化とか、そういった取組も新たになされているようですので、もうちょっと大規模に何かやろうとしたときに、どこか削らないとその予算が出せないということになると、ただでさえ業務効率をかなり限界まで上げているという状況だと思えますので、何もできない。そうすると、積極的な特許政策というのが打てなくなってしまいますので、今回の議論とはちょっと外れますけれども、将来的には何かそういう審査のクオリティーを高めるための予算枠というのを、剰余金という形でもいいので、何か確保できればなと考えております。

○小林委員長 ありがとうございます。まさにこの委員会の出発点がそこにありまして、先ほど9ページの資料のところでも剰余金の推移というものがものすごいことになっているという状況がありまして、このままでは投資できないし、何もできない。だから何とかしなければいけないということでこの委員会ができましたので、山内委員のおっしゃることはそのとおりだと思いますので、いかにこれを安定的にもって、質を高めるとか、いろいろなところに投資できるようにすることだと思っております。

そろそろ時間なのですけれども、ぜひオブザーバーの皆様方で御意見がありましたらお願いしたいと思います。榎本様、お願いいたします。

○榎本オブザーバー 日本弁理士会の榎本でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

簡単に1点お願いがございます。歳出抑制の点につきまして、これまでも当会よりお願いしてまいりましたけれども、先ほど来話題になっております剰余金の下振れリスク等々もありますので、当会といたしましては、ユーザーに対する必要なサービスは維持をして

いただきながら、引き続き定常経費の削減を検討していただきたいと思っております。

以上です。

○小林委員長 貴重な御意見ありがとうございました。日本知的財産協会の戸田様、お願いいたします。

○戸田オブザーバー 財政シミュレーションや、財政管理ダッシュボードなどによる「見える化」によって、視覚的にトレンドがどのような方向に向かっているのか把握できるようになったのは、すごく大きな進歩だと思います。継続して取り組んでいただいて、精度向上に努めていただき、特許庁の健全な財政運営を期待しております。

私から2点ほどコメントさせていただきます。

1点目ですが、出願人サイドで今年度最も影響を受けたのは、急激な為替変動、円安であったと思います。日本の特許出願というよりも、外国の特許出願の件数や外国の特許の維持費を見直した企業も相当あったのではないかと思います。ページ24で、PCT出願について高位シナリオと中位シナリオという形で、2つで整理されているのですが、少々楽観的ではないか、低位シナリオというのも考えておく必要があるのではないかなと思います。出願人にとってPCT出願は、ニアリーイコール外国出願なのです。いわば外国出願の束でありますので、現在のような異常な円安が収まっても、しばらく低位の状況が続く可能性もあると思います。このような可能性もリスクとして織り込んでおく必要があるのではないかと思います。

2点目は、サイバーセキュリティリスクに関する点です。前回御指摘させていただきました変動要因とリスクについて、ページ28で取り上げていただき、誠にありがとうございました。新たなリスクというわけではないのかもしれませんが、サイバー攻撃などによるセキュリティーリスク、こういった攻撃に対する備えとか対策が織り込まれているのかどうかを確認したいと思います。経済安全保障の政策を政府は進めようとしていて、特許非公開などの導入も予定されているところでもあります。特許庁でも機微情報を扱うでしょうし、テレワーク等、遠隔でPCとかスマートデバイスを接続することなども想定されていると思います。ランサムウェアなどのマルウェアとか、最近のDDoSの攻撃などに対しても、一段高いレベルでの対策が必要ではないかと感じている次第です。

以上です。

○小林委員長 御質問ありがとうございました。事務局、お願いいたします。

○吉澤総務課長 御指摘ありがとうございました。榎本オブザーバーの歳出削減の御指摘

については承りまして、引き続き努力させていただきたいと思っております。

戸田オブザーバーの御指摘のまず1点目でありますけれども、PCTについて低位シナリオも、ということでございます。次回、このシミュレーションをどこの段階で見直すかというのはまた検討させていただきますが、次回見直し時の状況なども見まして、より堅いシミュレーションを用意するかどうかも含めて、今後しっかり状況を見ながら検討させていただきます、状況を注視してまいりたいと思っております。

2点目の情報システムだけではない、セキュリティー対策の面でございます。御指摘は極めて重要な点でございます。これは一般論になってまいりますが、私も最大限、情報セキュリティー対応に留意しているということですが、内閣のサイバーセキュリティーセンター、いわゆるNISCの統一基準群と言われているサイバーセキュリティー対策のための必要な基準がございます。こちらに沿った、しっかりとした堅牢なセキュリティー機能や要件を満たす端末、サーバー装置等を導入することとしております。もちろん、そのために必要な経費を情報システムの中に入れるといったようなことをやっております。

それから、私もは、なるべく業務系のシステムと一般事務用システムの間でネットワークの分離をいたしまして、外部からの通信を限定的に、これが入ってこないようにするというような形で、情報セキュリティーポリシーに沿った十分な対策を講ずるという基本的な姿勢を持っておりますが、もちろん油断することなく、サイバー側の技術、攻撃の巧妙性みたいなのも当然上がってくるということかと思っておりますので、その状況などもしっかり注視して、訓練なども含めてしっかりやっていくということが必要だと認識しておりますので、引き続きそういった部分の投資も手がけてまいりたいと思っております。

○小林委員長 戸田様、よろしいでしょうか。

○戸田オブザーバー はい、ありがとうございます。

○小林委員長 日本商工会議所の山内様、お願いいたします。

○山内オブザーバー 丁寧な御説明、ありがとうございます。手堅いシナリオで組まれていると思います。

意見というか感想ですが、予見可能性が重要ですので、先ほど来ありました物価上昇とか為替、どのような下振れリスク、影響を織り込んでいくのかという点に関心を持って、参加させていただきました。価格の変動要因など影響を受けても、ケースAなど、何とかこれでも安定的に特会が運用できるように、柔軟に対応していくべきだろうと思っております。

1点だけ。プライシングの件が出ていましたが、例えば足下の経済状況でプライシング

を上げてしまうと、企業行動にも影響が出ると思います。投資拡大の要請が今、政府から商工会議所にも来ておりますが、新事業展開に向けて知財の関心が非常に高まってきています。手元に原資がない状況で引上げとなると意欲の減退にもなりますので、タイミングをうまく考えながら対応していくことが大事と思っております。

私どもとしても、縮小均衡ではなくて、少しでもプラス要因となるように、知財の中小企業の経営支援を最大限進めて、件数増加に向けてI N P I Tとか弁理士会等と連携して対応していければと思っております。そこはしっかりとやっていきたいと思っております。

サイバー対策についても、対応をお伺いしようかと思いましたが、戸田様からございましたので、ぜひともしっかりと対応をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。プライシングの件につきましては、決して値上げを想定しているというわけではなく、生産性の向上と、それに掛ける単価がどうなのかということとちゃんと見ていきたいということでございますので、決して値上げを意図しているというわけではございませんので。そういう説明でよろしいですか、事務局も。

○吉澤総務課長 はい。

○小林委員長 ということでございます。経団連の萩原様からコメントをいただけるということですので、よろしく願いいたします。

○萩原オブザーバー ありがとうございます。私が最後かと思っておりますので、ほっとしております。

御説明ありがとうございました。それで、産業界としては、4月1日からの料金の値上げに対応させていただいたということで、特許庁全体の財政が健全化の方向に向かっていると思っておりますので、よかったなと思うのですが、あとは特許庁さんの経費節減対策対応をしっかりやっていただきたいと思っているのです。この後も話が出てくるかもしれませんが、今日の話になかった点で、以前からこの小委員会で取り上げられてきた項目に、特許印紙をなくして銀行振り込みにしましょうというお話があったかと思っております。

これが今どういう状況になっているのかと思っております、この辺りの御説明をお願いしたいのと、予定では来年度、特許印紙はもう全てやめるということだったかと思うのですが、それがそのとおりになるのか、その辺りを御説明いただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

○吉澤総務課長 ありがとうございます。資料の中で抜けておりました。

令和3年の特許法等の改正で、いわゆる予納につきまして、特許印紙による予納を廃止するという法改正をさせていただきました。これを受けて今現在、準備を進めておりますが、来年の2023年4月から、特許印紙による予納制度を廃止するというので、もう既にその方向性で決めさせていただきましたので、周知をしっかりとやるということは極めて重要なところでございますけれども、それを行わせていただきます。それによって、いわゆる印紙の売りさばき手数料と言われている部分が効率化になるということかと思っておりますので、そういう対応で引き続き財政の効率化に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○萩原オブザーバー それで、いろいろ聞いてみると、今御提示していただいている仕組みですと、ちょっと使いにくいのではないかと聞いておりますので、いろいろ声を聞いていただいて、ぜひ使いやすい形にしていいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○小林委員長 今回の点を含めて承ったということでございます。私も会計検査院にいるときに、経産省に印紙の亡失というのがいっぱい出てきて、これは何だと思ったら、実はそういうことだったということだったので、それは改善するというので、今承った使いにくいところを今後も見ていただきたいと思っておりますので、事務局のほうでよろしくお願いいたします。

時間が押しまして、でも、オブザーバーの方も含めていろいろな御意見をいただきましたので、大変ありがとうございました。

4. 特許特別会計の財政運営の状況について（後半）

○小林委員長 それでは、事務局から残りの議題について説明をお願いいたします。

○吉澤総務課長 はい、承りました。資料のスライド44を御覧ください。5ポツ、特許庁政策推進懇談会についてという議題でございます。

中小企業、スタートアップ、大学等の知財価値のさらなる促進と、そして特許庁自身も一層のデジタル化を進めていく、こういった観点から、今年の4月にこの懇談会を立ち上

げまして、6月に必要な対応について報告書を取りまとめさせていただいたというものでございます。

次のスライド45ですが、その中でも、とりわけ料金に関係する論点として2つ提起がなされております。1つ目が、①中小企業の減免措置の見直し、2つ目が②審判関係料金の見直しということでございました。具体的には、まず1つ目については、中小企業による減免申請の年間適用件数に上限を求めるべきであるというような御提言。そして、②については審判、とりわけ判定、裁定の手数料額についての見直しの是非を慎重に検討していくという点が提起されたものでございます。それぞれについて検討した結果をこのスライド46以降で示させていただいております。

まず、スライド46ですが、審査請求料減免の適正化については、これまでもこの委員会で累次にわたり御報告、御議論をさせていただきました。こちらのデータは、左側が2021年度の審査請求料減免申請数のトップ20、そして右側が大企業の審査請求件数についてのデータであり、トレンドは変わっておりません。大企業の審査請求平均値は58件というところでトレンドは変わっていないということでございます。一部の企業が大企業以上に審査請求を行い、減免適用を受けているという実態があるということでございます。これを受けて、最後、対応の方向性でまとめてお話をいたします。

続きまして、スライド47でありますけれども、判定・裁定請求の手数料の見直しにつきまして、論点①、②、③と挙げておりますが、これまでも出願、審査請求料、審判などの特許料等を除く料金についての引上げの是非について検討するに当たって、これまで使ってきた視点、論点を3つほど挙げさせていただいております、それに基づいて判定、裁定の手数料見直しが必要かどうかということを検証したということでございます。

1つ目、特許特別会計の収支に対する影響、それに対しての改善の必要性という部分ですが、これまで前半で御議論いただいたとおり、現時点での剰余金の今後の見通し等を踏まえますと、直ちに料金値上げを行う必要性があるという特許特会の収支全体からの必要性はないのではないかということでございまして、引き続きモニタリングしてまいるということでございます。

②の事務処理コストということで、この事務処理に関わる費用をどのように回収していくのかという考え方ですが、大元の考え方といたしまして、確かに判定や裁定に関わる実費と言っている事務処理コストは、頂いている料金を大幅に上回っていると考えられるのですが、この判定や裁定については、極めて件数が少ないということもございまして、こ

それを仮に値上げしたといたしましても、特許特会に対する影響というのは非常に微小なものであります。そもそも特許庁全体における事務処理コストは、特許料金全体の中でカバーしていくものであるというように、過去からも私どもの検討の中でも整理をされている制度ということでございます。個々の判定なら判定、裁定なら裁定、こういった制度の枠内で切り離して実費を賄うという考え方をとっていないという観点がございます。

そして、諸外国との比較ということですが、必ずしも物価の状況とかが異なるため一概に言い切るわけではございませんが、ここの判定と裁定、類似の制度を持っております英国、韓国と比較した場合でも、日本は諸外国と比して必ずしも安いというわけではないと。諸外国のほうがむしろ少し下回るような料金を取っているということでございます。

これらを踏まえますと、現時点では判定・裁定料金を値上げする必要性に乏しいのではないかと考えておりますが、前半の議論もありますけれども、引き続き必要な剰余金の確保に向けて、財政状況を注視した上で、必要に応じてこういったものも含めた料金見直しの可否を将来的に検討していくという考え方かと思っております。

スライド48ですが、これらをまとめさせていただきまして、対応の方向性（案）と書かせていただいております。御意見があればと思いますが、まず中小の減免見直しについて、審査請求料の減免制度について、適用件数に上限を設ける方向で検討しております。今後システム整備や法改正等、必要な対応を進めてまいるという方針でございます。

②の判定、裁定の手数料については、財政状況を踏まえると、直ちに見直す必要はないということで、値上げは行わないという形で案を取りまとめさせていただければと思います。

続きまして、情報開示物、アニュアルレポートにつきまして、最後のスライド50を見ながら、お手元の「特許特別会計レポート」、資料2を御覧いただければと思います。

前回、5月の委員会からの経緯でございますが、前回の委員会での御議論を踏まえまして、この間、委員の皆様方から情報開示物について様々御意見をいただき、先ほど濱野長官から御説明したとおり、今年の9月に、まず2022年度版、暫定版という形で公表いたしました。今回これを2022年度版の本格的なものという形で、改めて確定版として公表したいと思っております。具体的には、来年の1月、こちらは特許特別会計の財務諸表を国会に提出し、詳細について公表するというタイミングに合わせまして、最新の決算、具体的には令和3年度決算及び予算については、来年1月になれば、令和5年度の予算の政府案が確定している段階かと思っておりますので、こちらの状況を反映したものを確定版として再

度公表させていただきたいということで、こちら今、お手元にお出しさせていただいておりますけれども、こちらを適宜切り貼りさせていただいて、出していきたいと思います。

具体的には、資料2で書かせていただいているものは暫定版がベースになっているのですが、途中のページぐらいいから修正をしている部分が出てまいります。具体的には、下のほうにスライドページを書いておりますが、11ページ辺りの料金の体系のところ、これは令和3年度決算を踏まえて一部更新済みということでございます。

それから、14ページでありますけれども、予算の部分については、繰り返しですが、今はまだ令和4年度予算の中身しか書いておりませんが、令和5年度の政府案が確定次第、ここを更新して公表していきたいということでございます。

それから、15ページ以降でございますが、決算の概要を書かせていただいております。歳入歳出の部門別、あるいは費目別の内訳やその推移などがこの数ページにわたって記載されております。15ページ、16ページ、17ページ、18ページが歳出入の推移、そして19ページ辺りが貸借対照表というような財務諸表になっておりますが、これらについて、令和3年度の決算の詳細数値を踏まえまして、更新させていただいて、発表していくということを考えております。

その後の20ページから22ページ辺りまでについては、これまでに固まった暫定的な数値をここに反映させていただいて書いているものでございます。

私からの説明を以上とさせていただきます。

5. 自由討議

○小林委員長 ありがとうございます。

大きく2つの御説明がありましたけれども、実感しておりますが、最初の特許庁政策推進懇談会における議論のところでは何か御意見がありましたら、お願いしたいと思います。山内委員、どうぞ。

○山内委員 手短かに申し上げますと、手数料見直しについての考え方で3点挙げられていて、諸外国との比較というのが重要なポイントとして挙げられてはおりますけれども、諸外国と比較することにどれほど意味があるかと。収支相償の下では、収入が多いところは当然費用も大きくなりますし、そういう意味では、外国も収支相償でやっていた場合には、金額を比較するのはあまり意味がなくて、むしろプロファイル、審査プロセスのどの段階で

たくさん収入を得ているかというのを比較するほうが適切だと思いますし、マーケット、規模が違うので、民間の特許スコアとかをつける会社も、GDPとかでその国の規模をウェイトづけてやられていますので、日本と例えば韓国が同じ金額であっても、日本のほうがマーケットが大きいので、よりお得感がありますし、そういう意味では、諸外国との比較というポイントは今後もう少し考えていったほうがいいのかという気がしております。

○小林委員長 ありがとうございます。今の御意見で。

○吉澤総務課長 今回、裁定、判定の手数料については引上げを行わないということで御了承いただければと思いますが、今後、仮に料金値上げをしていくに当たって、今、山内委員がおっしゃられたような様々な経済のサイズとか、そういったほかの要因もしっかり加味した形で比較する手法としてどんなことがあるのかというのは、また委員の御知見などもいただきながら対応を検討してまいりたいなと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。時間も押しておりますので、特許特別会計レポートも含めて御意見、コメント等をいただければと思います。いかがでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 たびたび申し訳ありません。剰余金の使い道が、レポートのほうだと、どうしても投資経費とリスクバッファに限定されてしまっているように読めないかちょっと怖くて、11ページだと、投資経費としてシステム経費と庁舎改修経費、リスクバッファというのは使ってはいけないような費目に見えますので、ここなどは表現をもう少し工夫したほうが、今後手足を縛られることがないのかなという気がいたしました。

○小林委員長 ありがとうございます。剰余金の説明については、この委員会の当初からどのように説明するのかということを考えていかなければいけないというように議論しておりますので、御意見を参考にして、これからも議論していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。榎本様、どうぞ。

○榎本オブザーバー 先ほど御説明いただきました45ページの政策推進懇談会の議論の中の料金関係の方向性、スライド48ページになりますけれども、こちらは御提案いただいている方向性に、当会といたしましては賛成いたします。

中小企業の審査請求料の減免制度につきましては、システム整備や法改正等々、いろいろな対応は進めていただきたいのですけれども、減免制度について一部の企業が不適切な利用をするということを防ぐという観点から、この上限を設けるという対応については必

要なものであり、賛成します。

あと、裁定請求と判定請求の手数料額に関しましては、事務処理コストがかかっているという点は承知しておりますけれども、直ちに料金の見直しはしないという方向性に賛成いたします。今後、手数料の値上げが、御検討の上必要になった場合には、当会を含む関係団体の意見をぜひ聞いていただきまして、検討していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。この委員会は委員の意見だけではなくて、オブザーバーで参加していただいているいろいろな方々とのコミュニケーションといいますか、情報共有というものが非常に不可欠だと思っておりますので、御意見を承りましたし、これからもそういう意見交換をさせていただきたいと考えております。

○榎本オブザーバー ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにいかがでしょう。梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 歳出歳入だとうなるのだらうなと思うのですが、20ページなのですけれども、私のように右と左が合う表をずっと見てきていると、差額があったりするので。これはまた当期と考えるものではないのかもしれないのですが。これ、BSではないので。PLでもないのです、こうかなど。レイアウト上の問題かもしれないのですけれども。

○小林委員長 19ページと20ページが見開きになる。

○吉澤総務課長 これは、ホームページ上で公開することを想定していますので、スクロールして下に落ちていくみたいなことにはなろうかと思っておりますけれども。

○梶川委員 偶然、歳出と歳入が並んでいて下に合計欄があると、合計欄が合っていないというのは何とも気持ち悪いなという気がしたのです。そういう意味ではない表だというのは十分分かるのですけれども、レイアウト上のお話しかもしれないのですが。

○小林委員長 梶川委員おっしゃるとおりで、ここで歳入と歳出が異なる数字、もちろんそうなのですけれども、見せ方……

○梶川委員 そう、見せ方なのです。

○小林委員長 ということですかね。ちょっと工夫の必要があるかもしれません。

○吉澤総務課長 では、レイアウトも含めて工夫させていただいて、また改定案について委員の皆さんに、まだ1月までに時間がありますので、御提示させていただいて……

○梶川委員 前年度剰余金みたいなのが書いてあるものですから。そうすると、次年度剰余金みたいなのを書いてしまってもいいのかなとか一瞬思ったのですけれども。

○小林委員長 左が貸借対照表で、こっちが歳入と歳出。損益計算書でもないのにということですね。

○梶川委員 どうしたらいいのかよく分からないのですけれども。

○小林委員長 できましたら、ちょっと工夫を。情報開示が進んだということは皆さん、委員の方もオブザーバーの方も合意されていると思いますので、見せ方というところで少し……。土居委員、どうぞ。

○土居委員 これは国会で報告する決算の数字で、小林先生は釈迦に説法ですけれども、日本の特別会計ならではの歳入と歳出の測り方であり、かつ歳入と歳出は決算段階でずれていても全然何の問題もない。そういうことが、財政を専門にしている人間からすると、ある種常識みたいな感じなのですが、普通の人から見ると何も常識ではないので、データサマリーではあるのですけれども、そういう仕組みに基づいて計算されているものだというようなことが一言、注で添えられているといいのかなと。気の利いた言葉をすぐにぱっと見つけられないのですけれども、法律に基づいて締めた決算なのだというので、これが国会に報告されているということ、ないしは「会計検査院の検査を受けた後に」とかと書くのはお任せしますが、そういうことが1つあるかなと。

それから、もう一つは、山内委員がおっしゃったところなのですけれども、それこそ特別会計法上、別にこれは剰余金の使途に縛りがあるわけではありませんので、あくまでも幾ら剰余金を今後準備しておく必要があるのかということの根拠と目安を示しているまでのものです。

まさに委員長おっしゃったように、この小委員会でもこれまで議論を重ねてきたところで、この2つの目的を意識して、剰余金の将来的な蓄積を図っていこうということなので、特別会計法上、剰余金は剰余金であって、お金に色がついていないものですから、そういう意味では、特にここに書いたからといって使い道が縛られるわけではないし、本当に臨時の場合には、バッファーだとかなんとかと言ってられない形で取り崩さないといけない場合も、あってほしくないのですけれども、いざとなったときには、そういうことだってできることにはなっているので、その点ではそこまで縛られているものではないという理解でいいのかなと思います。

以上です。

○小林委員長 いろいろ貴重な御意見をありがとうございました。日本のこういうレポートというのは、その責任者である人が、特許特別会計はこのように運営されていて、この

ようになった、こういう状況になっていますと。それは何を意味しているのかということ
を諸外国であると書くのですけれども、データをピックアップして、それで客観的に説明
しようという姿勢というか方向性がどうしても日本の場合には強いので、そこは今すぐど
うのこうのということではないのですが、なるべくリーダーにフレンドリーな書き方とい
うものを心がける必要があるかなと思っておりますので、これは今後の課題ということ
でお願いしたいと思います。

それでは、戸田様、お願いいたします。

○戸田オブザーバー 先ほどの山内委員からの指摘と同じなのですが、特に判定制
度の料金が少し安過ぎるのではないかなと思います。これは諸外国の制度と比較してもあ
まり意味がなくて、日本の日本知財仲裁センターの判定とか、弁護士や弁理士の特許鑑定
と比較すべきであって、恐らく10分の1以下だと思います。それで、すごく有益な価値の
高いサービスを行っているわけでありまして、最近、標準の必須特許の係争が話題になっ
て、この標準必須性の判定なども特許庁は道を開いているわけでありまして、制度運用
の見直しとともに、料金の見直しも行ったらどうかと思っています。

以上です。

○小林委員長 貴重な御意見ありがとうございました。よろしいでしょうか。今日予定し
ております議事を進行してまいりました。

今日いろいろ御意見をいただきました。本当にありがとうございました。下振れリスク
に備えるということで、非常に堅実にいろいろシナリオを作っていただいているとい
うこととか、料金についてどう考えていくのかということとか、また情報開示についても随分
充実してきたということの御意見もいただきました。また、剰余金の位置づけを説明する
のが本当に難しく、特許庁のミッション達成のために、どのように剰余金を投資してい
くのかということもありますし、またオブザーバーの方からも、ユーザーに向けたとい
うような御意見とか、セキュリティの問題とか、いろいろ御意見をいただきました。本
当にありがとうございました。

本日いろいろなことを議論されましたので、今後ともこの委員会の中で、オブザーバー
の方も含めていろいろ御意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日予定されております議事は以上です。最後に事務局から何かありますでしょうか。

○吉澤総務課長 本日の議事録につきまして、先ほど冒頭申し上げましたが、委員の皆様
には前回同様、御確認をお願いさせていただきますので、何とぞどうぞよろしくお願いし

ます。また、次回第6回の小委員会につきましては、冒頭資料にありましたけれども、年2回の構成と考えておりますので、また来春辺りかと思いますが、また近づいてまいりましたら、日程調整をさせていただければと思っております。

以上です。

○小林委員長 本日はいろいろ御議論いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第5回財政点検小委員会を閉会いたします。本日は長時間の御審議、本当にありがとうございました。

6. 閉 会